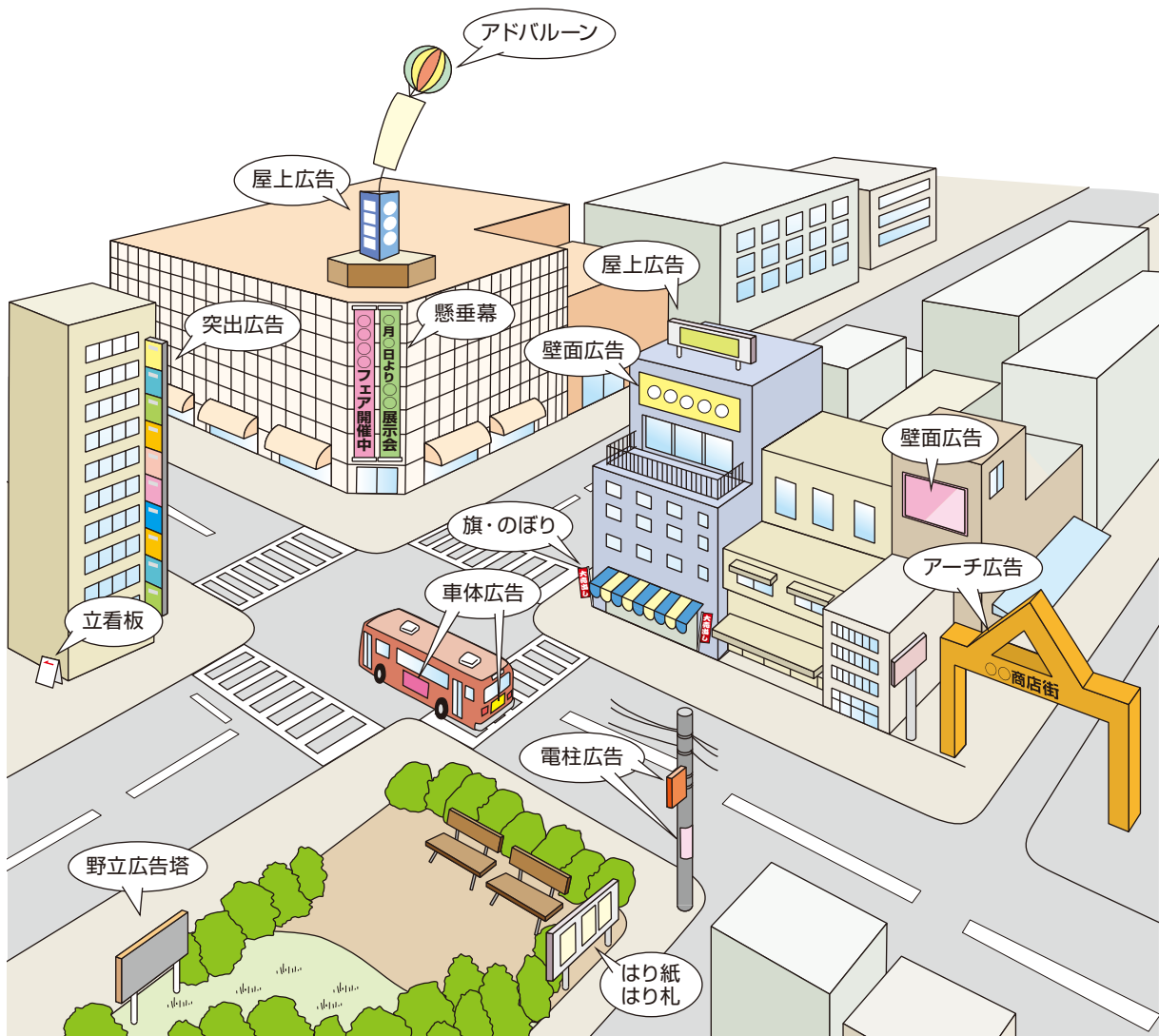


屋外広告物とは？

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

このように、屋外広告物とは、商業広告だけでなく、営利を目的としないシンボルマークやイメージマークなど、皆さんに一定のイメージを与えるものも屋外広告物ということになります。

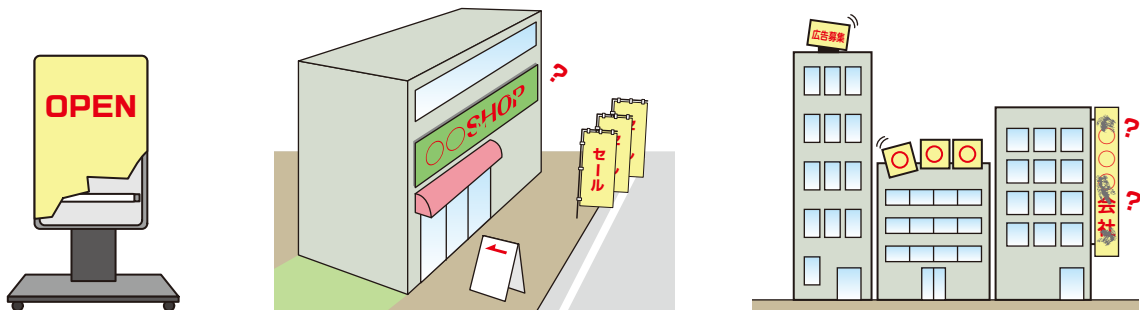
なお街頭で配布されるビラやチラシなどは、定着性がなく、「常時又は一定の期間継続して」いるとはいえないこと、またサッカー場や野球場の中で表示されるものは、「公衆に表示」されているものとはいえないことから屋外広告物には該当しません。



禁止広告物とは？

禁止広告物とは、次のような広告物のことをいい、市内どこでも一切表示し、または設置することができません。

- 著しく汚れ、色あせたもの、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機や道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



禁止物件とは？

禁止物件とは、次に掲げる物件のことをいい、地域に関係なく、原則として禁止物件に広告物を表示し、又は設置することはできません。

橋、植樹帯、信号機、道路標識、道路上のさく(ガードレールや歩道柵等)、消火栓、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、照明塔、煙突、ガスタンク、銅像、記念碑、電柱・街灯柱その他電柱の類(はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等のみ禁止)など

